

会計年度任用職員制度について

総務課

1 会計年度任用職員制度とは

臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件確保のために、令和2年4月1日から新しく導入される非常勤職員の制度。これまでの特別職非常勤・臨時職員の多くが会計年度任用職員に移行される。任期は当該会計年度内(最大で1年間)となる。

2 会計年度任用職員の種類 大きく分けて2種類

種別	勤務時間	支給(主なもの)	琴浦町の設定
フルタイム 会計年度任用職員	週 38.75 時間	給料、手当(期末、通勤、退職等) 旅費	月額(保育教諭、保育士、斎場業務)
パートタイム 会計年度任用職員	週 38.75 時間 未滿	報酬(各種手当相当額)、期末手当、費用弁償(通勤手当相当)	月額、日額、時間額の3種類(上記以外の職)

※現業・企業職員はパートタイムも給料、手当、旅費を支給

3 勤務時間設定

○フルタイムは7.75時間/日

○パートタイムは下記のいずれか。

区分	勤務時間数	説明	備考
月額	6時間/日(30時間/週)	管理的業務職	月額：有資格・特殊勤務
	7時間/日(35時間/週)	地域活動関係等	
	7.5時間/日(37.5時間/週)	施設管理、現業職等	
日額	7時間/日(35時間/週)	基本的時間設定(事務補助等)	
	7.5時間/日(37.5時間/週)	施設管理、現場作業等	
時間額	必要時間数	従来パート職員	

4 給料・報酬額

正職員の給料表の1級1号の金額を基本。有資格職の場合等は、その資格取得に必要な標準的学歴年数等を加算(例：保育士。短大卒資格4号×2年をプラス=9号)

(参考)号給設定の基本パターン

号 給	職種等	備 考
1号	事務補助等	
9号	保育士・司書等	要短大卒資格職等
17号	保健師、看護師、館長等	要4大卒資格職、経験職等

【月額給料・報酬計算方法】

○フルタイム 該当号の月額

○パートタイム ・月額 = 該当号の月額 × 週勤務時間数 / 38.75 時間

・日額 = 該当号の月額 / 21 日 × 日勤務時間数 / 7.75 時間 × 出勤日数

・時間額 = 該当号の月額 / 162.75 時間 × 月間の勤務時間数

5 期末手当（職によっては支給対象外）

【支給要件】・任用期間が6ヶ月以上 かつ

・週 15.5 時間以上の勤務が見込まれる場合

【支給額】※基準となる月額は条例上は地域手当(相当報酬)含む。

○フルタイム 該当号月額×1.3×2回

○パートタイム ・月額職員 = パートタイム月額×1.3×2回

・日額・時間額 = 基準日以前6ヶ月間の平均本俸月額×1.3×2回

※現在の臨時職員等が令和2年度に会計年度任用職員となった場合は、在職期間を6ヶ月とする特例を設定(新任の方は6月期末手当の在職期間は2ヶ月)

6 令和2年度給与(案)

(1) 事務補助(期末手当平均20日分と仮定)

・位置づけ 1号給 日額パートタイム 7時間/日

・日額報酬 146,100円/21日×7時間/7.75時間=6,283円

・年額試算 [本俸] 6,283円×243日= 1,526,769円

[期末手当] 6,283円×20日×1.3×2回= 326,716円

計 1,853,485円

(参考:臨時職員) 7,500円×243日=1,822,500円

(2) 保育士

・位置づけ 9号給 フルタイム 38.75時間/週

・月額報酬 154,900円

・年額試算 [本俸] 154,900円×12ヶ月=1,858,800円

[期末手当] 154,900円×1.3×2回=402,740円

計 2,261,540円

(参考:臨時職員) 167,200円×12ヶ月=2,006,400円

7 休暇制度

主要なものは別紙のとおり。

8 募集スケジュール案

月日	内容
令和2年1月9日(木)	令和2年度職員募集開始
〃 10日(金)	臨時職員等対象説明会
〃 27日(月)	応募締切
〃 2月8日(土)・9日(日)	面接試験
〃 2月11日(火・祝)	面接試験(予備日)

○会計年度任用職員 主要休暇制度概要 基本:国、県、周辺自治体等との権衡

番号	休暇の種類	会計年度任用職員制度内容(内容と付与期間)	有給・無給	備考
1	年次有給 休暇	[考え方] ・フルタイム・パートタイムとも同様(付与単位:日・時間) ・採用時の任用期間に応じて付与される。 ・付与された年度から翌年度への繰越あり。 ・継続勤務による日数加算あり。最大20日/年付与	有給	[現行] 臨時職員: 12日/年 パート職員: 最大6日/年
		[付与日数:初年度] ①週5日・週30時間・月17日・年217日以上の勤務 任期10月以上 :12日/年 任期8月以上10月未満:11日/年 ※任期に応じて減少 ②週4日又は年169日から216日までの勤務 任期6月以上 :7日/年 任期5月以上6月未満:5日/年 ※任期に応じて減少 ※週(年)勤務日数に応じて付与日数が減少		
		[付与日数:2年度目] ①週5日・週30時間・月17日・年217日以上の勤務 任期10月以上 :13日/年 ※任期に応じて減少 ※週(年)勤務日数に応じて付与日数が減少		
2	特別休暇(付与単位は日・時間等)			
	結婚休暇	結婚をした場合。町長が定める期間内における連続5日の範囲	有給	新設
	母体健康 保持	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合。必要な期間	有給	新設
	授乳	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合。1日30分以内の期間	無給	
	子の看護	中卒卒業の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護が必要な場合 対象:6月以上の任用期間があり、週3日以上勤務がある職員 日数・子一人あたり5日(最大で10日)	有給	
	介護	要介護者の介護その他の世話を行う職員が当該世話のために必要な場合。要介護者1人あたり5日(最大年10日)	無給	新設
	夏季	夏季におけるお盆の行事等、心身の健康の維持等のために勤務しないことが相当な場合。年3日、7月～9月 対象:6月以上の任用期間、1年間の勤務日が48日以上の職員	有給	
災害被害	地震等のため職員の現住居が滅失等し、復旧作業等のため勤務しないことが相当な場合。連続7日の範囲の期間	有給	新設	
3	病欠休暇	公務による負傷の場合。必要と認める期間	有給	
		私事による負傷又は疾病の場合。週5日等勤務者は年10日(週あたり等の勤務日数に応じて取得可能日数が減少)	無給	
4	介護休暇	1年以上勤務者かつ、介護休暇初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間継続勤務する見込があり、週の勤務日が3日以上等とされている職員を対象。通算93日以内(3回まで分割取得可能)。	無給	新設
5	育児休業	引き続き1年以上在籍しており、かつ週の勤務日が3日以上等とされ、かつ育児休業に関する子が1歳6ヶ月に達する日まで継続勤務する見込がある職員を対象。原則1年間以内	無給	新設

【会計年度任用職員職 職名・賃金等一覧（案）】

区 分	職 名	勤務体系			基準額 (R2)	年間給与・報酬						備考
		単位	種別	1日あたり 勤務時間		1年目(R2)		2年目(R3)		3年目(R4)		
						号	金額	号	金額	号	金額	
事務補助等	事務補助	日額	パートタイム	7	6,283	1	1,853,485	3	1,882,690	5	1,910,715	期末手当基礎：20日の場合
保育士、司書等	保育士	月額	フルタイム	7.75	154,900	9	2,261,540	11	2,300,960	13	2,337,460	
保健師、看護師、館長等	保健師	月額	パートタイム	7	149,845	17	2,187,737	19	2,227,288	21	2,264,212	

※3年目（R4）には募集を行う。

※4年目（R5）は原則1年目の位置からスタート